

令和6年度 木材加工用機械作業主任者技能講習の開催について

木材加工用機械(丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし、携帯用のものを除く。)を5台以上(当該機械のうちに自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、3台以上)有する事業場において当該機械による作業を行う場合、事業者は、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければなりません。つきましては、労働安全衛生法に基づき、標記講習会を下記により開催いたします。

記

1. 目的

丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取盤及びルーター(携帯用は除く)を5台以上(自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には3台以上)を有する事業場において、その機械作業を直接指揮する木材加工用機械作業主任者に必要な知識を付与する。

2. 受講対象者

(1) 木材加工用機械による作業に3年以上従事した経験を有する者

(2) その他厚生労働大臣が定める者

次の各号に掲げる者で、当該訓練を修了した後、2年以上木材加工用機械作業の業務に従事した経験を有する者とする。

- ① 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第2の訓練科の欄に定める製材機械系製材機械整備科、建築施工系木造建築科、建築施工系枠組壁建築科、木材加工系木工科又は木材加工系木型科の訓練を修了した者
- ② 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める専門課程又は同令第36条の2第2項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第6の訓練科の欄に定める居住システム系建築科、居住システム系住居環境科又は居住システム系インテリア科の訓練を修了した者
- ③ 職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)による改正前の職業能力開発促進法(以下「旧能開法」という。)第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令(平成5年労働省令第1号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下「平成5年改正前の能開法規則」という。)別表第3の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科又は合板製造科の訓練(職業訓練法の一部を改正する法律(昭和60年法律第56号)による改正前の職業訓練法(以下「訓練法」という。)第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)による改正前の職業訓練法(以下「旧訓練法」という。)第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者
- ④ 旧能開法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、平成5年改正前の能開法規則別表第3の2の訓練科の欄に掲げる建築科又は室内造形科の訓練(訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の養成訓練とし

て行われたものを含む。)を修了した者

- ⑤ 職業能力開発促進法第27条第1項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第8の3(2)の表の訓練科の欄に掲げる建築指導科の訓練若しくは別表第9の2ハの表の専攻科の欄に掲げる建築専攻の訓練、職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第61号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築指導科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第61号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築システム工学科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成16年厚生労働省令第45号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築工学科若しくは造形工学科の訓練又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(昭和63年労働省令第13号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築科若しくは木材加工科の訓練(旧訓練法第8条第1項の指導員訓練として行われたものを含む。)を修了した者
- ⑥ 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。)附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則(以下「旧訓練法規則」という。)別表第2の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科若しくは合板製造科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科若しくは合板製造科の訓練を修了した者

3. 開催日および開催場所

開催年月日 : 令和6年12月18日(水) ~ 令和6年12月19日(木)
 開催場所 : つくば倶楽部 2F 研修室
 〒854-0065 諫早市津久葉町5-115
 (TEL:0957-25-2560)

4. 講習科目および時間

	日時	科目	範囲	時間	講師
12月18日(水)	8:50 ~	受付			
	9:00 ~ 18:00 (休憩時間含む)	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識 作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識	木材加工用機械、安全装置、搬送機械装置及び自動送材装置の種類、構造及び機能 木材加工用機械、安全装置等の保守点検作業環境の整備	6時間 2時間	林災防 長崎県支部 事務局長 林 康弥
12月19日(木)	8:50 ~	受付			
	9:00 ~ 16:50 (休憩時間含む)	作業の方法に関する知識 関係法令	治具及び手工具の種類及びその活用方法安全作業一般作業標準 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項	5時間 2時間	林災防 長崎県支部 事務局長 林 康弥 林災防 技能師範 大宅 靖昭
	17:00 ~ 18:00	修了試験			林災防 長崎県支部

※ 所定の講習科目を受講し、かつ、修了試験に合格した方には修了証を交付します。受講時間が所定時間数に満たない方は修了者として認めることはできません。

<講習科目の受講の一部免除について>

次の表の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に掲げる講習科目について当該講習科目の受講の免除を受けることができる。

受講の免除を受けることができる者	講習科目
1 第1条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる者	
2 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科又は製材科の訓練(旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了した者	
3 職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、機械木工、家具製作、建具製作又は建築大工に係る1級又は2級の技能検定に合格した者(機械木工に係る1級又は2級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木工機械整備作業を試験科目として選択した者に限り、家具製作に係る1級又は2級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において家具手加工作業を試験科目として選択した者に限り、建具製作に係る1級又は2級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木製建具手加工作業を試験科目として選択した者に限る。)	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識 作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識 作業の方法に関する知識
4 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる製材機械科、建築科、枠組壁建築科、木工科若しくは木型科又は平成5年改正前の能開法規則別表第11の免許職種の欄に掲げる合板科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	
林業労働災害防止協会が、労働災害防止団体法(昭和39年法律第118号)第36条第1項第1号の規定により設定した労働災害防止規程に基づき実施する製材安全士に関する講習を修了した者	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識

5. 受講申込

申込者が少ない場合や、新型コロナウイルス等感染症の感染状況等により講習開催を中止することがありますので、以下の手順でお手続きください。

① 申込方法

・ 定員枠があるため、**必ず電話で仮予約(TEL:0957-27-1760)してください。**

(仮予約締切日) **令和6年12月04日(水)**

・ **令和5年12月5日(木)**に、仮予約の状況と新型コロナウイルス等感染症の感染状況により、開催の有無を決定いたします。開催の有無についての情報は、WEBサイトへの掲載や電話等でご連絡いたします。

- ・ 予定通り開催する場合、下記書類を期限までに送付してください。
 - ・ 受講申込書
 - ・ 写真 2枚（申込書貼付用1枚、修了証用1枚）
 - ※写真サイズ：縦3.0cm×横2.4cm（運転免許証用サイズ）、上三分身、正面脱帽、背景無地、6カ月以内に撮影されたもの、コピー紙印刷不可、裏面に記名。
 - ・ 本人確認書類（運転免許証等）の写し
 - ※住所、氏名、生年月日が記載されている面の写しを添付。

(送付先) 〒854-0063 長崎県諫早市貝津町1122-6
林業・木材製造業労働災害防止協会長崎県支部

(提出期限) 令和6年12月11日(水) 必着

② 受講経費

令和6年12月5日(木) から 令和6年12月11日(水) までに、下記振込口座にお振込みください。

(振込口座) 十八親和銀行 県庁支店 普通 911353

リンギョウモクザイセイゾウキョウロウトウサイガイホウシキョウカイカサキケンシブ
林業・木材製造業労働災害防止協会長崎県支部

* 適格請求書発行事業者名 : 林業・木材製造業労働災害防止協会

* 適格請求書発行事業者登録番号 : T2010405001854

(受講経費内訳)

※消費税はすべて10%対象

受講料	テキスト代	合計(消費税込)
16,500円	2,200円	18,700円
内消費税 1,500円	内消費税 200円	内消費税 1,700円

※ 留意事項 ※

- ・ 受講票は交付しません。
- ・ 仮予約締切前でも、定員になり次第締め切ります。
- ・ 受講経費の振込手数料は、申込者にてご負担ください。
- ・ 金融機関が発行する 振込金受取書 や ATM利用明細等 をもって、領収書にかえさせていただきます。
インターネットバンキングの場合は、振込日、振込先、振込金額が表示された画面のスクリーンショットや帳票等をもって領収書にかえさせていただきます。
- ・ 適格請求書を希望される場合は、林防災長崎県支部WEBサイトの問合せフォーム又はメールにてお申し出ください。
- ・ お手続き後の受講料は、返還いたしませんのでキャンセル等がないようお願いいたします。
(キャンセル等の場合は、テキスト代のみ返金いたします。)

6. 受講に際しての留意事項 **※受講者は必ずお読みください。**

- 持参するもの
 - ・ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
 - ・ 筆記用具
 - ・ マスク
- 受講票は交付しません。当日会場で受付を行いますので、受付時間にお越しください。
- 受付時に本人確認をいたしますので、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)を提示してください。
- 昼食・飲料は各自ご準備ください。
- お車でお越しの際は、乗り合わせてお越しください。
- 新型コロナウイルス感染症等の感染対策は、感染法上の位置づけの変更に伴い、個人の判断にゆだねることが基本となりましたが、当支部で実施される講習会においては、以下の対応を継続いたしますので、ご理解とご協力をお願いします。
 - ・ マスクの着用をお願いいたします。
 - ・ 受付時に非接触型体温計による検温をさせていただきます。
発熱症状がある場合は、受講をお断りさせていただきますので、予めご了承ください。
 - ・ 手洗い・アルコール等による手指消毒の徹底をお願いします。
(出入口付近に手指消毒用スプレーを準備いたします。)
 - ・ 座席は間隔をあけて着席させていただきます。

◆ お問合せはこちら ◆

林業・木材製造業労働災害防止協会長崎県支部

(略称:林災防(リンサイボウ) または 林材業労災防止協会(リンザイギョウロウサイボウシキョウカイ))

電話: 0957-27-1760

(土日祝および休業日を除く 8:45～12:00、13:00～17:15)

林災防長崎県支部WEBサイト お問合せページ

<https://rinsaibou-nagasaki.com/contact/>

【登録教習機関登録】

登録番号	:	006-1
登録年月日	:	2004(H16)年3月31日 (更新2024年3月31日)
登録期間満了日	:	2029年3月30日
登録教習機関名	:	林業・木材製造業労働災害防止協会
代表者の氏名	:	会長 中崎 和久
事務所の所在地	:	長崎県諫早市貝津町1122番地6
登録した技能講習又は教習区分	:	木材加工用機械作業主任者技能講習
実施管理者	:	事務局長 林 康弥

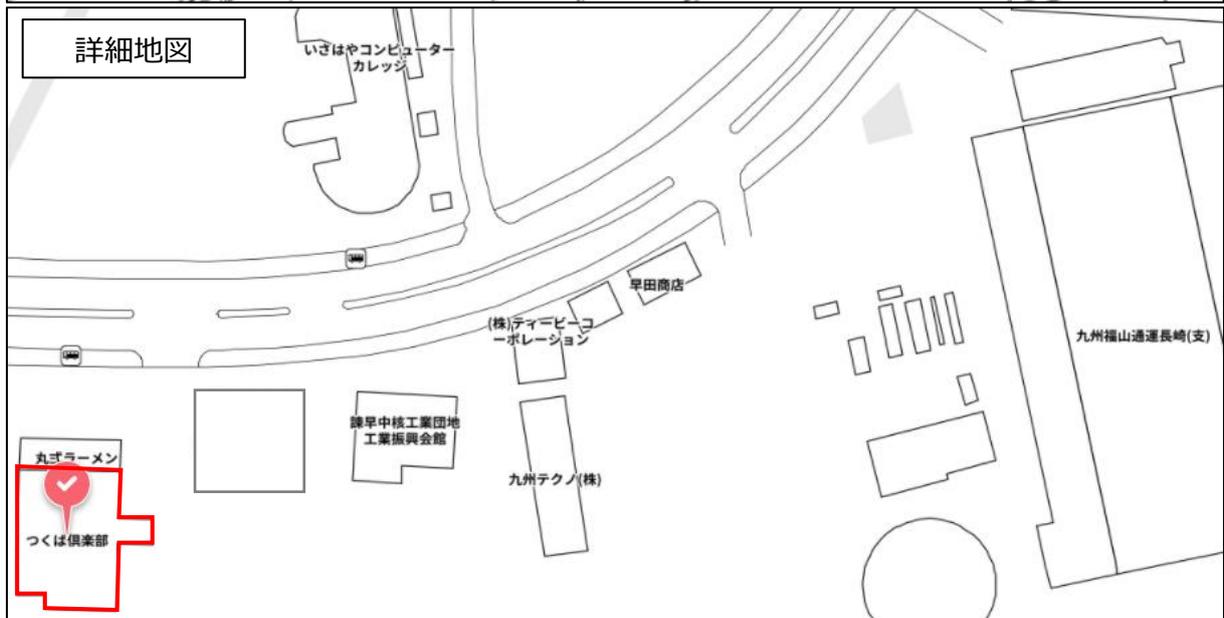
会場案内図

つくば倶楽部

〒854-0065 諫早市津久葉町5-115 (TEL : 0957-25-2560)



詳細地図



※ 駐車場には限りがあります。できるだけ乗り合わせてお越しください。